

年金制度はどう変わる？

2015年10月から被用者年金制度が一元化されます

第3回 こう変わる！ 新3階部分「退職等年金給付」

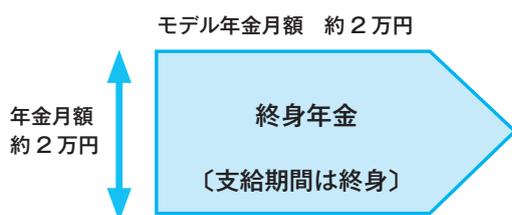
被用者年金制度の一元化により、共済年金にあった職域年金(3階部分)は廃止され、これに代わるものとして本年10月1日から「退職等年金給付」が創設されます。この「退職等年金給付」には、「退職年金」、「公務障害年金」及び「公務遺族年金」があります。ここでは、「退職年金」についての概要を説明します。

〈退職年金の概要〉

- 退職年金は、半分は終身年金部分として、もう半分は有期年金部分として、65歳から支給されます。受給の開始を60歳から繰上げることや70歳まで繰下げすることもできます。
- 有期年金部分は20年間の支給を基本としますが、10年間の支給を選択することもできます。また、年金に代えて一時金で受給することもできます。
- 本人が死亡した場合は、終身年金部分の支給は終了し、有期年金部分の残金は遺族に一時金として支給されます。

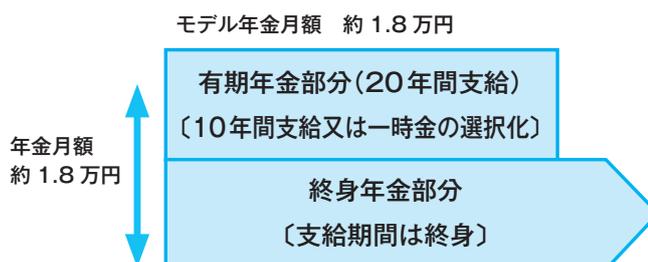
職域年金のイメージ

[2015年9月で廃止]



退職年金のイメージ

[2015年10月創設]



※ モデル年金月額、標準報酬月額36万円、40年加入の場合の試算

〔職域年金の経過措置〕

2015年10月の被用者年金一元化により、共済年金の3階部分である職域年金は廃止されますが、一元化前の2015年9月までの期間については、これまでどおり職域年金が支給されます。

<お問合せ先> 年金課 TEL 082-545-8555